

議案第 56 号

加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のと
おり制定する。

令和 2 年 5 月 29 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例

加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例（昭和42年加西市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表加西市南部学校給食センターの項を次のように改める。

加西市南部学校給食センター	加西市上宮木町524番地の14
---------------	-----------------

第5条第3項中「10名」を「8名以内」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(審議資料)

加西市南部学校給食センターの移転に伴う所在地の変更及び加西市学校給食運営審議会委員の定数を減ずるため、所要の改正を行うもの。

【概 要】

○位置：加西市下宮木町 409 番地の 1 → 加西市上宮木町 524 番地の 14

○加西市学校給食運営審議会委員定数：10 名 → 8 名以内

(2 センター方式となるため、単独調理校からの委員を減ずるもの。)